

福岡県公報

平成18年12月27日
第2625号

目次

告示(第2569号—第2589号)

○飼料の試験結果の概要	(畜産課)	2
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(高度情報政策課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	4
○公共測量の終了	(土木管理課)	4
○公共測量の終了	(土木管理課)	4
○公共測量の実施	(土木管理課)	4
○公共測量の実施	(土木管理課)	4
○土地改良区の合併の認可	(農地計画課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	6
○大規模小売店舗立地法の規定に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	8
○保安林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林の所在場所等	(治山課)	9
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(生活文化課)	9

○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	10

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	14
○落札者等の公示	(総務事務センター)	14
○平成18年度種苗生産事業者講習会の開催	(緑化推進課)	15

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地方課)	16
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数	(地方課)	16
○県議会議員の解職を請求する場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課)	16
○政治団体の設立届	(地方課)	17
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	19
○政治団体の解散届	(地方課)	22
○資金管理団体の指定届	(地方課)	23
○資金管理団体の届出事項の異動届	(地方課)	24
○資金管理団体の指定届指定の取消等の届出	(地方課)	25

内水面漁場管理委員会

○やまめ及びあまごの採捕の禁止	(水産振興課)	26
-----------------	---------	----

雑 報

○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	26
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	27
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	27
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	28

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……28
 ○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……29
 ○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……29
 ○西日本宝くじの発売条件等 (財政課) ……30
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……31
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……31
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……31
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……32
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……32
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……32
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……32
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……33
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……33

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……33
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……34
 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……34

告 示

福岡県告示第2569号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成18年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	ME kcal/kg	その他 の検査 %	
石橋工業株式会社福岡工場 福岡市中央区那の津 5-9-3	同 左	肉用牛肥育用配合飼料モーサンミル	平成 18年 11月	(12.0) 13.1	(1.8) 2.0	(0.35) 0.39	(0.30) 0.31	(7.0) 3.3	(7.0) 3.0	(72.0) 73.7			
		ミックス1号	平成 18年 11月	(8.5) 9.1	2.7	0.02	0.26	3.1	(3.0) 1.6				
		圧べん大麦	平成 18年 11月	10.6	表 2.1	0.03	示 0.31	4.2	な 2.1		し		
		圧べんとうもろこし	平成 18年 11月	7.2	表 3.6	0.00	示 0.23	2.4	な 1.3		し		

ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5-2-14	同 左	くみあい配合飼料 子豚M3ペレット	平成 18年 11月	(17.0) 17.4	(3.5) 4.3	(0.60) 0.71	(0.50) 0.62	(4.0) 2.5	(7.0) 4.6	(78.0) 78.1			
		くみあい配合飼料 特選はかた後期	平成 18年 10月	(11.5) 12.6	(2.0) 3.2	(0.05) 0.26	(0.25) 0.45	(10.0) 4.0	(10.0) 3.6	(74.0) 74.5			
		くみあい配合飼料 パワーレイヤー17 Y	平成 18年 10月	(17.0) 17.9	(3.0) 4.1	(2.80) 4.05	(0.35) 0.52	(5.0) 2.7	(13.0) 9.8		(2,800) 2,802		
日華油脂株式会社若 松工場 北九州市若松区北浜 1-8-1	ジェイエイ 北九州くみ あい飼料株 式会社福岡 工場 福岡市中央 区那の津5 -2-14	脱脂大豆ミール	平成 18年 10月	(44.0) 48.4	4.3	0.34	0.66	(7.0) 5.1	6.6				

福岡県告示第2570号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに電子署名を要しない申請等を公示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令 又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
-------------------------	-----	--------	------

福岡県肥料取締法施行細則（昭和60年福岡県規則第45号）	第6条第1項及び第2項	平成19年1月5日	肥料生産量報告書又は特殊肥料生産量報告書による報告
------------------------------	-------------	-----------	---------------------------

福岡県告示第2571号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字天道町96番3から96番7まで、97番1から97番17まで、116番8、116番9、116番11、116番12、119番1、119番4から119番7まで及び119番8並びにこれ

らの区域内の道路である市有地の全部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字三池603番地 6
井上 幸雄

福岡県告示第2572号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宮若市小伏、湯原、下	平成18年10月31日

福岡県告示第2573号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡添田町大字津野	平成18年10月30日

福岡県告示第2574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区一円	平成18年11月30日

福岡県告示第2575号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区塩屋	平成18年11月10日から 平成19年3月29日まで

福岡県告示第2576号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区響町一丁目	平成18年12月11日から 平成19年1月31日まで

福岡県告示第2577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、八女南部土地改良区、八女南部第二土地改良区、八女西部土地改良区、八女東部土地改良区及び筑後東部第3期土地改良区の合併を平成18年12月15日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 八女市土地改良区は合併により設立する。
- 2 八女南部土地改良区、八女南部第二土地改良区、八女西部土地改良区、八女東部土地改良区及び筑後東部第3期土地改良区は、合併により解散する。

福岡県告示第2578号

上伊加利土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 退任理事

氏名	住所

長谷川 義 晴	田川市大字伊加利303番地の3
小 堤 政 己	〃 〃 2128番地の1
小 堤 照 泰	〃 〃 148番地の3
熊 谷 初 男	〃 〃 466番地の2
白 川 俊 男	〃 〃 117番地の1
薦 田 弘 信	〃 〃 107番地の1
長谷川 定 利	〃 〃 303番地の1

- 2 退任監事

氏名	住所
古 部 明	田川市大字伊加利322番地の1
長谷川 靖	〃 〃 87番地

- 3 就任理事

氏名	住所
長谷川 義 晴	田川市大字伊加利303番地の3
小 堤 政 己	〃 〃 2128番地の1
小 堤 照 泰	〃 〃 148番地の3
熊 谷 初 男	〃 〃 466番地の2
白 川 俊 男	〃 〃 117番地の1
薦 田 弘 信	〃 〃 107番地の1
長谷川 定 利	〃 〃 303番地の1

- 4 就任監事

氏名	住所
古 部 明	田川市大字伊加利322番地の1
長谷川 靖	〃 〃 87番地

福岡県告示第2579号

山門郡三橋・瀬高土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
新 開 連	柳川市三橋町中山279番地 1
金 子 誠	山門郡瀬高町大字上庄646番地 1
富 安 正 光	柳川市三橋町新村266番地
新 開 榮	〃 〃 中山31番地
橋 本 喜 作	〃 〃 〃 1122番地 4
島 添 松 次	柳川市三橋町新村232番地 1
川 口 行 男	〃 〃 久末419番地 3
石 橋 吉 八	〃 〃 久末1275番地 1
荒 木 界 雄	〃 〃 久末828番地
藤 丸 登	〃 〃 百町1303番地 3
藤 丸 司	〃 〃 百町1379番地 2
石 橋 忠 行	〃 〃 百町1663番地
久 保 泰 道	〃 〃 百町205番地
橋 本 實	〃 〃 正行323番地 1
田 中 光 治 郎	山門郡瀬高町大字上庄897番地
藤 木 茂 雄	〃 〃 〃 〃 1326番地
森 田 昭 治	〃 〃 〃 〃 1630番地
龍 里 美	柳川市三橋町蒲船津393番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所

山 井 文 治	山門郡瀬高町大字上庄1314番地 2
田 中 楠 男	柳川市三橋町久末246番地
中 山 儀 一 郎	〃 〃 百町1211番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
新 開 連	柳川市三橋町中山279番地 1
田 中 光 治 郎	山門郡瀬高町大字上庄897番地
富 安 正 光	柳川市三橋町新村266番地
新 開 榮	〃 〃 中山31番地
橋 本 喜 作	〃 〃 〃 1122番地 4
島 添 松 次	〃 〃 新村232番地 1
川 口 行 男	〃 〃 久末419番地 3
藤 丸 喜 久 雄	〃 〃 久末1248番地 1
式 一 德	〃 〃 久末978番地 2
藤 丸 司	〃 〃 百町1379番地 2
目 野 一 男	〃 〃 百町738番地 1
石 橋 忠 行	〃 〃 百町1663番地
久 保 泰 道	〃 〃 百町205番地
橋 本 實	〃 〃 正行323番地 1
重 富 邦 之	山門郡瀬高町大字上庄683番地
大 木 忠 義	〃 〃 〃 〃 1277番地
森 田 昭 治	〃 〃 〃 〃 1630番地
龍 里 美	柳川市三橋町蒲船津393番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
山 井 文 治	山門郡瀬高町大字上庄1314番地 2

田中楠男	柳川市三橋町久末246番地
中山儀一郎	〃 〃 百町1211番地1

福岡県告示第2580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西友志免店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	藤田線 日吉町	前	久留米市西町604番10先から 同市西町628番2先まで	8.2 ～ 9.2	138.0
			後	同上	8.2 ～ 9.2	138.0
			後	同上	9.0 ～ 11.0	152.0
久留米	県道	朝日線 日田	前	うきは市浮羽町新川4496番4先から 同市浮羽町新川4485番1先まで	6.4 ～ 13.8	201.0
			後	同上	9.0 ～ 41.5	201.0
久留米	県道	久留米線 筑紫野	前	久留米市北野町今山526番1先から 同市北野町今山634番2先まで	9.8 ～ 12.0	152.0
			後	同上	9.6 ～ 12.0	158.0
久留米	県道	久留米線 筑紫野	前	久留米市北野町中3298番2先から 同市北野町中252番1先まで	7.0 ～ 7.8	113.9
			後	同上	9.9 ～ 11.9	113.9

福岡県告示第2582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 筑紫野線	久留米市北野町今山526番1先から 同市北野町今山634番2先から
久留米	久留米 筑紫野線	久留米市北野町中3298番2先から 同市北野町中252番1先から

福岡県告示第2583号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 コスモス
 - (2) 代表者の氏名
小森 育子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市南区清水1丁目15番10号
 - (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、在宅で支援が必要な障がい児（者）に対して、一人ひとりの能力や適正に応じて知的障害者福祉法や障害者自立支援法に基づく各種の障がい者福祉に関する事業を行い、誰もが心豊に、安心して暮らせる地域社会づくりに

貢献することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、在宅で支援が必要な障がい児（者）に対して、一人ひとりの能力や適正に応じて小規模共同作業所や障害者自立支援法に基づく各種の障がい者福祉に関する事業を行い、誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会づくりに貢献することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2584号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
糸島郡志摩町大字久家字中白717の2、字長尾サ1271の3、1271の2（次の図に示す部分に限る。）、字大牟田2062の1、2064
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2585号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川 扇谷8、16、50、358、犀川 上伊良原字猿田358の1、字エゴ1119の1、字道尻1738の1から1738の3まで、1740、字井手ノ口1872、1884、字大迫2000、犀川 下伊良原字箕畑151、字横平381、字赤岩568、572、581の2、585の2、590の1、591、593、字大平627、字上トドロ1220（次の図に示す部分に限る。）、字明賀ノ谷1512、字宮久保1551、1552、字下地ヶ原1603、犀川、帆柱269、1449

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字エゴ1119の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

久留米市御井町字後野谷2639の1、2639の3、2641の1、2641の4、2643の1、2643の3、2644の1、2644の2、2645の1、2645の3、2645の4

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2587号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県防犯設備士協会

(2) 代表者の氏名

岸田 晃

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区美野島2丁目15番5号

(4) 定款に記載された目的

協会は会員相互の緊密な連携を図り、福岡県民に対して、地域安全のための支援、防犯機器及び防犯システム（以下「防犯設備等」という。）の設置、保守管理（以下「設置等」という）に関する事業を行いもって、安全で安心なまちづくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第2588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米小郡線	小郡市福童3119番2先から 同市福童3063番1先まで

福岡県告示第2589号

城島町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏名	住所
原 實 雄	久留米市城島町原中牟田376番地 1

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警棒、けん銃つりひも

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成19年1月26日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

警棒 2,704本
けん銃つりひも 2,704本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月23日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年2月5日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
12	06	雑類（その他）	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年12月27日(水)から平成19年2月5日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年2月5日(月)午後5時15分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局の指定する場所

(2) 日時

平成19年2月6日(火)午後2時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
Truncheon / Nightstick : 2,704 items
Pistol lanyard / Handgun suspender : 2,704 items
- (2) Time Limit of Tender
5 : 15 PM on February 5, 2007
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2237)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
警棒 3,500本
けん銃つりひも 3,500本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成18年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
尾崎株式会社
(2) 住所
大阪府大阪市中央区徳井町2丁目4番14号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
61,005,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年10月11日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札に係る契約事項の名称
火災報知器の購入に係る単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成18年12月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
宮田工業株式会社福岡営業所
 - (2) 住所
福岡市東区箱崎ふ頭3丁目3番20号
- 5 落札金額（1個あたりの単価、税抜き）
2,230円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年10月27日

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成18年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成18年12月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成19年1月25日（木曜日） 午前10時～午後5時	久留米市山本町豊田1438番2号 福岡県森林林業技術センター研修室

- 2 受講資格者並びに講習科目及び時間

- (1) 受講資格者
林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者
- (2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時～正午 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時

- 3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、講習会の開催日の10日前までに、受講申込書（用紙は、福岡県水産林務部緑化推進課又は県の各農林事務所で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

- 4 申込書の提出場所及び問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県水産林務部緑化推進課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡農林事務所林務課	福岡市中央区赤坂1丁目8番8号	092-735-6137
朝倉農林事務所林務課	朝倉市甘木2014番地の1	0942-22-2731
八幡農林事務所林務課	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号	093-601-5567
飯塚農林事務所林務課	飯塚市新立岩8番1号	0948-23-4146
筑後農林事務所林務課	筑後市大字和泉字九郎地山606番地の1	0942-52-5188
行橋農林事務所林務課	行橋市中央1丁目2番1号	0930-23-0387

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
 (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成18年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,647

福岡県選挙管理委員会告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成18年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

747,058

福岡県選挙管理委員会告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職

の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成18年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,846
北九州市小倉北区	49,894
北九州市小倉南区	57,700
北九州市若松区	23,986
北九州市八幡東区	21,164
北九州市八幡西区	69,608
北九州市戸畑区	17,391
福岡市東区	70,959
福岡市博多区	51,251
福岡市中央区	45,068
福岡市南区	65,676
福岡市城南区	32,761
福岡市早良区	55,273
福岡市西区	48,024
大牟田市・三池郡	40,612
久留米市	62,978
直方市	16,301
飯塚市	21,629
田川市	14,375
柳川市	10,947
甘木市	11,409
八女市	10,377
筑後市	12,723

大川市	10,892
行橋市	19,251
中間市	13,240
小郡市・三井郡	24,159
筑紫野市	25,901
春日市・筑紫郡	40,435
大野城市	24,351
宗像市	22,482
太宰府市	18,263
前原市・糸島郡	26,519
古賀市	14,925
糟屋郡	54,423
宗像郡	18,281
遠賀郡	26,843
鞍手郡	16,438
嘉穂郡・山田市	31,910

朝倉郡	13,641
浮羽郡	14,746
三潞郡	11,890
八女郡	14,926
山門郡	17,402
田川郡	25,336
京都郡	15,536
築上郡・豊前市	18,056

福岡県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年10月1日～10月31日

(政党の支部)

政治団体名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	設立届出年月日
国民新党福岡県支部	自見庄三郎	安藤信義	福岡市博多区須崎町5-12 ロマネスク奈良屋202	平成18年10月27日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第八支部	村上幸一	山下恵子	北九州市八幡西区藤田4丁目2-18	平成18年10月11日

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	設立届出年月日
荒木勝英後援会	坂田はるみ	荒木絹代	嘉麻市平1419-1	平成18年10月3日
池長昇後援会	池長昇	山下司	田川郡福智町神崎316	平成18年10月27日
石井ひでとし後援会	篠崎一雄	井野口武志	福岡市博多区光丘町1丁目3-15	平成18年10月10日
井上月子後援会	井上月子	西藤孝子	糟屋郡新宮町花立花1丁目6-10	平成18年10月2日
笑顔の北九州市をつくる会	鎌塚聡子	古閑寛	北九州市小倉北区香春口2丁目10-8足立興産ビル104	平成18年10月2日
大谷清人後援会	大谷清人	大谷優	嘉麻市上西郷1423-1	平成18年10月25日
くらかけ小竹と笑顔の仲間たち	倉掛小竹	大賀文子	古賀市駅東2丁目1-1泰ビル101	平成18年10月11日
県民連福岡	自見庄三郎	安藤信義	北九州市小倉北区紺屋町12-21-2F	平成18年10月13日
柴田金治後援会	久木田久夫	藤中孝幸	嘉穂郡桂川町大字吉隈12	平成18年10月13日
市民連北九州	自見庄三郎	安藤信義	北九州市小倉北区紺屋町12-21-2F	平成18年10月13日
市民連福岡市	自見庄三郎	安藤信義	福岡市博多区須崎町5-12 ロマネスク奈良屋202	平成18年10月13日
城貞子後援会	城吉也	城雅子	嘉麻市大力793	平成18年10月13日
自分たちで地域をよくする会	北川勲	佐藤章	福津市若木台6丁目13-4	平成18年10月6日
たけや保正後援会	野中一臣	西村安弘	鞍手郡鞍手町大字木月1227-1	平成18年10月3日
田中まこと後援会	田中康雄	田中富雄	筑紫野市大字隈249	平成18年10月17日
たぶち千恵子後援会	田淵千恵子	大里キヌエ	嘉麻市牛隈1864	平成18年10月5日
手嶋秀昭と町政を考える会	手嶋秀昭	手嶋恵子	田川郡川崎町大字田原1465	平成18年10月12日

中山しげき後援会	西川光廣	中山吉森	京都郡みやこ町犀川本庄308-2	平成18年10月13日
平山光子後援会	平山光子	末次喜代子	大牟田市原山町1-5	平成18年10月23日
福岡市南区住みよい町づくりの会	小松亀代治	門司 稔	福岡市南区井尻4丁目34-7-201	平成18年10月13日
ふたば公人後援会	二場浩隆	二場聡二郎	田川市大字弓削田4-5	平成18年10月31日
まっとうな人づくりの会	岩尾純寛	岡崎裕美	福岡市早良区小田部2丁目15-27	平成18年10月6日
ますだ哲也後援会	榭田哲也	榭田一矢	田川郡糸田町2010	平成18年10月5日
松山えいじ後援会	中村三郎	中村三郎	田川郡福智町金田1525-2	平成18年10月30日
丸山えみ子後援会	丸山恵美子	丸山 晃	大野城市月の浦2丁目10-21	平成18年10月6日
右田まさずみ後援会	右田正純	右田正純	久留米市田主丸町竹野292	平成18年10月30日
みやざき吉輝後援会	宮崎吉輝	鈴木 忍	北九州市八幡西区町上津役東1丁目11-41	平成18年10月30日
本木ひでき後援会	本木秀樹	本木千賀	古賀市舞の里5丁目29-13	平成18年10月23日
森山瑞治後援会	森山瑞治	森山和義	福岡市東区青葉3丁目18-8	平成18年10月24日
吉村ともみ応援団	吉村朋美	幸野春美	北九州市小倉南区北方1丁目3-10	平成18年10月25日
和田和馬後援会	山根 功	中島諫年	嘉麻市西ノ郷845-1	平成18年10月5日

(31団体)

福岡県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成18年10月1日～10月31日

（政党の支部）

る。

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

政治団体名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県北九州市八幡西区 第五支部	代 表 者	宮 崎 吉 輝	河 崎 誠	平成18年10月26日	平成18年10月30日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
跡 部 治 後 援 会	主たる事務所の所在地	嘉麻市鴨生369-24	嘉穂郡稲築町大字鴨生369-24	平成18年3月27日	平成18年10月5日
い で り は 史 郎 後 援 会	主たる事務所の所在地	うきは市吉井町794-2	うきは市吉井町731	平成18年10月30日	平成18年10月30日
井 上 寿 義 後 援 会	主たる事務所の所在地	八女市上陽町上横山4682-1	八女郡上陽町大字北川内155-1	平成18年10月1日	平成18年10月10日
	会 計 責 任 者	井 上 寿 義	井 上 加 代 子		
今 林 ひ で あ き 後 援 会	主たる事務所の所在地	福岡市東区三苫3丁目1-3	福岡市東区三苫5丁目2-4フロンティアⅡ 202号	平成18年10月28日	平成18年10月30日
今 林 ひ で あ き 市 政 相 談 所	主たる事務所の所在地	福岡市東区三苫3丁目1-3	福岡市東区三苫5丁目2-4フロンティアⅡ 202号	平成18年10月28日	平成18年10月30日
大 久 保 三 喜 男 後 援 会	主たる事務所の所在地	福津市津屋崎897-2	宗像郡津屋崎町897-2	平成17年1月24日	平成18年10月4日
お だ 勝 彦 後 援 会	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町勝山黒田2501-2	京都郡勝山町大字黒田2501-2	平成18年3月20日	平成18年10月19日
	代 表 者	楠 本 健 蔵	下 門 徹 雄	平成18年10月19日	
か わ さ き 誠 後 援 会	代 表 者	宮 崎 吉 輝	河 崎 誠	平成18年10月26日	平成18年10月30日
桂 川 町 住 民 会 議	主たる事務所の所在地	嘉穂郡桂川町大字土師2177-15	嘉穂郡桂川町大字土師1889	平成18年10月19日	平成18年10月19日
	代 表 者	下 川 康 弘	浜 田 英 嗣		

小泉ひろし後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原中央2丁目4-16 サンビル	前原市南風台5丁目9-11	平成18年10月3日	平成18年10月3日
市民連ふくおか	主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府7丁目12-20	福岡市城南区別府3丁目2-5	平成18年10月7日	平成18年10月12日
	代表者	今里 滋	高山 博光		
誠山会	主たる事務所の所在地	久留米市田主丸町地徳2080-5 中村方	浮羽郡田主丸町大字地徳2080番地の5 中村方	平成17年2月5日	平成18年10月30日
高山博光後援会	団体名称	高山博光後援会	高山博光後援会	平成18年9月17日	平成18年10月3日
	主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府7丁目12-20	福岡市城南区別府3丁目2-5 三角ビル 3階		
	代表者	高山 博光	高山 博光		
武田光雄後援会	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町勝山浦河内1105	京都郡勝山町大字浦河内1105	平成18年3月20日	平成18年10月23日
	代表者	由井野 一 敏	井上 英 敏		
中村せいじ後援会	主たる事務所の所在地	久留米市田主丸町地徳2080-5	浮羽郡田主丸町大字地徳2080番地の5	平成17年2月5日	平成18年10月30日
永水たみお後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市大字平1315	嘉穂郡稲築町大字平1315番地の1	平成18年3月27日	平成18年10月5日
西よしてる後援会	代表者	吉丸 和 己	内野 久 俊	平成18年10月1日	平成18年10月6日
はらだ孝男後援会	代表者	古野 繁 實	原 田 良 彦	平成18年10月25日	平成18年10月31日
原中まさひろ後援会	代表者	原 中 晴 男	原 中 正 太 郎	平成18年10月25日	平成18年10月25日
平田文宏を励ます会	主たる事務所の所在地	嘉麻市上99	嘉穂郡嘉穂町大字上99番地	平成18年3月27日	平成18年10月5日
広田一男後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市岩崎474-5	嘉穂郡稲築町大字岩崎474-5	平成18年3月27日	平成18年10月5日
福岡県歯科医師連盟八女筑後支部	主たる事務所の所在地	八女市本町774	八女市大字本町774	平成18年10月1日	平成18年10月2日
平成会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府7丁目12-20	福岡市中央区天神1丁目8-1	平成18年9月28日	平成18年10月19日

平成会香月弘美後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町弁城3360-2	田川郡方城町大字弁城3360の2番地	平成18年3月6日	平成18年10月23日
宮原由光後援会	代表者	松岡忠夫	宮原由光	平成18年10月16日	平成18年10月19日
矢島恵子後援会	代表者	坂根實	谷岡重利	平成18年10月20日	平成18年10月24日
安川博後援会	代表者	安川博	稲永俊昭	平成18年10月24日	平成18年10月25日
矢野公子後援会	主たる事務所の所在地	朝倉市比良松441-3	朝倉郡朝倉町大字比良松441-3	平成18年3月20日	平成18年10月23日
やまくら敏明後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市岩崎1052	嘉穂郡稲築町大字岩崎1052番地	平成18年3月27日	平成18年10月25日
八女筑後医師連盟	主たる事務所の所在地	八女市本村656-1	八女市大字本村656-1	平成18年10月1日	平成18年10月23日
吉野しんいち後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡小竹町大字御徳689-3	鞍手郡小竹町大字御徳586-1	平成18年10月2日	平成18年10月3日
吉丸かつひこ後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原西4丁目10-23	前原市前原中央二丁目6-6	平成18年10月26日	平成18年10月30日
	代表者	吉村博士	阿部克雄		

(32団体)

福岡県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年10月1日～10月31日

(政党の支部)

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第五支部	平成18年10月26日	平成18年10月30日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
椛島貞博後援会	平成18年10月20日	平成18年10月23日
かわさき誠後援会	平成18年10月26日	平成18年10月30日
さわの雅夫後援会	平成18年10月6日	平成18年10月6日
誠山会	平成18年10月23日	平成18年10月30日
高原芳之後援会	平成18年10月25日	平成18年10月25日
龍国男後援会	平成18年10月26日	平成18年10月26日
(平成6年法17条2項適用団体) 田中まこと後援会	平成18年10月13日	平成18年10月17日

(平成16年法17条2項適用団体) 城 貞 子 後 援 会	平成18年10月13日	平成18年10月13日
(平成17年法17条2項適用団体) 松 山 え い じ 後 援 会	平成16年11月30日	平成18年10月30日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年10月1日～10月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	資金指定届出年月日
井 上 月 子	新宮町議会議員	井上月子後援会	糟屋郡新宮町花立花1丁目6-10	井上月子	平成18年10月2日	平成18年10月2日
大 谷 清 人	嘉麻市議会議員	大谷清人後援会	嘉麻市上西郷1423-1	大谷清人	平成18年10月20日	平成18年10月25日
倉 掛 小 竹	古賀市議会議員	くらかけ小竹と笑顔の仲間たち	古賀市駅東2丁目1-1 泰ビル101	倉掛小竹	平成18年10月10日	平成18年10月11日
田 淵 千 恵 子	嘉麻市議会議員	たぶち千恵子後援会	嘉麻市牛隈1864	田淵千恵子	平成18年10月5日	平成18年10月5日
手 嶋 秀 昭	川崎町長	手嶋秀昭と町政を考える会	田川郡川崎町大字田原1465	手嶋秀昭	平成18年10月4日	平成18年10月12日
平 山 光 子	大牟田市議会議員	平山光子後援会	大牟田市原山町1-5	平山光子	平成18年10月23日	平成18年10月23日
丸 山 恵 美 子	大野城市議会議員	丸山えみ子後援会	大野城市月の浦2丁目10-21	丸山恵美子	平成18年10月6日	平成18年10月6日
右 田 正 純	久留米市議会議員	右田まさずみ後援会	久留米市田主丸町竹野292	右田正純	平成18年10月30日	平成18年10月30日
宮 崎 吉 輝	北九州市議会議員	みやざき吉輝後援会	北九州市八幡西区町上津役東1丁目11-41	宮崎吉輝	平成18年10月26日	平成18年10月30日
本 木 秀 樹	古賀市議会議員	本木ひでき後援会	古賀市舞の里5丁目29-13	本木秀樹	平成18年10月21日	平成18年10月23日
森 山 瑞 治	福岡市議会議員	森山瑞治後援会	福岡市東区青葉3丁目18-8	森山瑞治	平成18年10月21日	平成18年10月24日
安 川 博	宇美町長	安川博後援会	糟屋郡宇美町貴船3丁目5-22 安川博方	安川博	平成18年10月24日	平成18年10月25日

矢野 公子	朝倉市議会議員	矢野公子後援会	朝倉市比良松441-3	矢野 公子	平成18年10月23日	平成18年10月23日
吉野 慎一	小竹町議会議員	吉野しんいち後援会	鞍手郡小竹町大字御徳689-3	吉野 慎一	平成18年9月15日	平成18年10月3日
吉村 朋美	福岡県議会議員	吉村ともみ応援団	北九州市小倉南区北方1丁目3-10	吉村 朋美	平成18年10月25日	平成18年10月25日

(15団体)

福岡県選挙管理委員会告示第129号

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成18年10月1日～10月31日

資金管理団体の届出事項の異動届をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井上 貴博	福岡県議会議員	井上貴博後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区中洲1丁目2-3	福岡市博多区中洲1丁目1-5	平成18年9月12日	平成18年10月2日
井上 寿義	八女市議会議員	井上寿義後援会	主たる事務所の所在地	八女市上陽町上横山4682-1	八女郡上陽町大字北川内155-1	平成18年10月1日	平成18年10月10日
			公職の種類	八女市議会議員	上陽町議会議員		
今林 秀明	福岡市議会議員	今林ひであき後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区三苦3丁目1-3	福岡市東区三苦5丁目2-4 フロンティアⅡ 202号	平成18年10月28日	平成18年10月30日
大久保 三喜男	福津市議会議員	大久保三喜男後援会	主たる事務所の所在地	福津市津屋崎897-2	宗像郡津屋崎町897-2	平成17年1月24日	平成18年10月4日
			公職の種類	福津市議会議員	津屋崎町議会議員		
香月 弘美	福智町議会議員	平成会香月弘美後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町弁城3360-2	田川郡方城町大字弁城3360の2番地	平成18年3月6日	平成18年10月23日
			公職の種類	福智町議会議員	方城町議会議員		

北 嶋 猛	前原市議会議員	市民派・北ばたけ猛後援会	公職の種類	前原市議会議員	前原市長	平成18年10月18日	平成18年10月18日
小 泉 大	前原市議会議員	小泉ひろし後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原中央2丁目4-16 サンビル	前原市南風台5丁目9-11	平成18年10月3日	平成18年10月3日
高 山 博 光	福岡市長	高山博光後援会	団体名称	高山博光後援会	高山博光後援会	平成18年9月17日	平成18年10月3日
			主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府7丁目12-20	福岡市城南区別府3丁目2-5 三角ビル3階		
			代表者	高山博光	高山博光		
			公職の種類	福岡市長	福岡市議会議員	平成18年9月28日	
中 村 誠 治	福岡県議会議員	中村せいじ後援会	主たる事務所の所在地	久留米市田主丸町地徳2080-5	浮羽郡田主丸町大字地徳2080番地の5	平成17年2月5日	平成18年10月30日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第130号

平成18年12月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指
定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成18年10月1日～10月31日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
澤 野 雅 夫	柳川市議会議員	さわの雅夫後援会	澤 野 雅 夫	平成18年10月6日	平成18年10月6日

(1団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日

河 崎 誠	北 九 州 市 議 会 議 員	か わ さ き 誠 後 援 会	北九州市八幡西区町上津役東1丁目11-41	平成18年10月30日
-------	-----------------	-----------------	-----------------------	-------------

(1 団体)

備考

かわさき誠後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は河崎誠である。

内水面漁場管理委員会

内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

平成18年12月27日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1月1日から2月末日まで

3 指示の有効期間

平成19年1月1日から平成20年2月29日まで

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第37号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1827回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称 第1827回西日本宝くじ

- 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 証 票 金 額 1枚 100円
- 発 売 期 間 平成19年1月11日から
平成19年1月17日まで
- 抽 せ ん 日 平成19年1月19日
- 当せん金支払開始日 平成19年1月24日
- 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	50本
3 等	10,000円	250本
4 等	3,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第38号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1828回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1828回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成19年1月18日から
平成19年1月24日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成19年1月26日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年1月31日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	50,000円	75本

4 等	10,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第39号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1829回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1829回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成19年1月25日から
平成19年2月7日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成19年2月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年2月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	2本
1等の前後賞	20,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	88本
2 等	5,000,000円	2本
3 等	200,000円	45本
4 等	30,000円	450本
5 等	5,000円	4,500本
6 等	1,000円	45,000本
7 等	200円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第40号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1830回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1830回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成19年2月7日から
平成19年2月21日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年2月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	200,000円	56本
2 等	30,000円	120本
3 等	10,000円	344本
4 等	3,000円	1,500本
5 等	500円	400,000本
特 別 賞	2,000円	40,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第41号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1831回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1831回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成19年2月22日から
平成19年2月28日まで
- 6 抽せん日 平成19年3月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年3月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	1,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	58本
2等	100,000円	90本
3等	10,000円	3,000本
4等	1,000円	30,000本
5等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第42号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1832回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1832回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年2月22日から
平成19年3月7日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年2月22日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	35本
2等	30,000円	105本
3等	5,000円	7,504本
4等	2,000円	38,003本
5等	500円	350,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第43号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1833回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1833回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年3月8日から
平成19年3月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年3月8日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	6本
2等	100,000円	60本
3等	50,000円	204本
4等	3,000円	17,148本
5等	1,000円	21,858本
6等	500円	300,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第44号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1834回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1834回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 90組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成19年3月12日から
平成19年3月28日まで
- 6 抽せん日 平成19年3月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年4月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	4本
1等の前後賞	1,000,000円	8本
1等の組違い賞	50,000円	356本
2等	500,000円	9本
3等	50,000円	900本
4等	5,000円	9,000本
5等	1,000円	90,000本
6等	100円	900,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1835回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
400万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年4月1日から
平成19年4月10日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 351,200,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 72,946,440円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 60,480,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年1月17日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1836回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円
1組10万通 45組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年4月1日から
平成19年4月11日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 400,800,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 78,179,640円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 47,160,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年1月17日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1837回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年4月12日から
平成19年4月18日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 107,900,000円 |
| 6 売りさばき及び | |

当せん金支払手数料	発売総額に対し	24,693,165円
7 その他発売経費	発売総額に対し	19,425,000円
8 受託申請期限	平成19年1月17日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1838回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	450,000,000円 1組10万通 45組	
3 証 票 金 額	1枚 100円	
4 発 売 期 間	平成19年4月26日から 平成19年5月9日まで	
5 当せん金の総額	発売総額に対し 189,800,000円	
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 44,156,490円	
7 その他発売経費	発売総額に対し 34,965,000円	
8 受託申請期限	平成19年1月17日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1839回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	900,000,000円 450万通	
3 証 票 金 額	1枚 200円	
4 発 売 期 間	平成19年5月9日から 平成19年5月22日まで	
5 当せん金の総額	発売総額に対し 395,370,000円	
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 81,790,695円	
7 その他発売経費	発売総額に対し 68,040,000円	
8 受託申請期限	平成19年1月17日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1840回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組	
3 証 票 金 額	1枚 100円	
4 発 売 期 間	平成19年5月10日から 平成19年5月16日まで	

5	当せん金の総額	発売総額に対し	103,900,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	24,688,965円
7	その他発売経費	発売総額に対し	19,425,000円
8	受託申請期限		平成19年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1841回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	600,000,000円 300万通
3	証 票 金 額	1枚 200円
4	発 売 期 間	平成19年5月23日から 平成19年6月5日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 263,394,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 54,723,942円
7	その他発売経費	発売総額に対し 45,360,000円
8	受託申請期限	平成19年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1842回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組
3	証 票 金 額	1枚 100円
4	発 売 期 間	平成19年5月24日から 平成19年5月30日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 103,900,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,455,340円
7	その他発売経費	発売総額に対し 19,425,000円
8	受託申請期限	平成19年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1843回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組
3	証 票 金 額	1枚 100円

- 4 発 売 期 間 平成19年6月7日から
平成19年6月13日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 106,400,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,481,590円
- 7 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 19,425,000円
- 8 受 託 申 請 期 限 平成19年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1844回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成19年6月21日から
平成19年6月27日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,657,040円
- 7 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 23,310,000円
- 8 受 託 申 請 期 限 平成19年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1845回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 900,000,000円
1組10万通 45組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成19年6月21日から
平成19年7月4日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 400,650,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 78,225,315円
- 7 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 47,160,000円
- 8 受 託 申 請 期 限 平成19年1月17日